

〔令和6年2月16日〕漏洩情報通報制度について

○国家試験に関する漏洩情報通報制度を財団の規程に追加致しましたので下記のとおり 通報制度の利用方法についてご報告を致します。

#### 公益財団法人柔道整復研修試験財団通報者保護規定(一部抜粋)

(情報提供)

第2条の2 国家試験に関して、法令に違反又は違反する恐れのある場合で、当該学校・養成施設及び大学関係者又は受験生等からの情報提供についても、この通報窓口へ連絡することが可能とする。

(窓口)

第3条

2 法人事務局の総務部長を公益通報処理担当者とする。

(公益通報の方法)

第4条 公益通報窓口及び相談窓口の利用方法は電話、電子メール、FAX、書面及び面 会とする。